## 第25号議案

亀岡市土づくりセンター条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市土づくりセンター条例(平成17年亀岡市条例第39号) の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山 正隆

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市土づくりセンター条例(平成17年亀岡市条例第39号) の一部を次のように改正する。

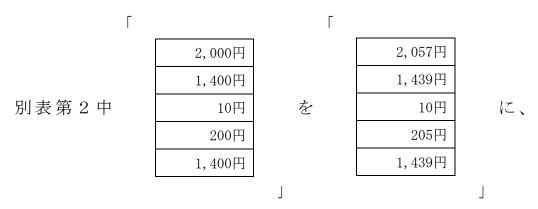
第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」 を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第10条中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第18条中「一切」を「、一切」に改める。



「120円」を「123円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市土づくりセンター条例の規定は、 平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日 前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

## 亀岡市土づくりセンター条例の一部 を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市土づくりセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、 この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の 例によること。